

大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型隊員）業務 受託事業者等募集要項

大多喜町地域おこし協力隊設置要綱（平成28年告示第78号）に基づく業務の実施にあたり、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の活動が、より効果的に展開され、さらに隊員の円滑な定住及び定着が図られるよう、地域おこし協力隊の設置に関する業務（以下「協力隊業務」）の委託を受けようとする者（以下「受入団体」という。）を次のとおり募集する。

1 募集する受入団体の数

令和6年10月時点未定

2 業務の内容

- (1) 隊員の募集及び選定に関すること
- (2) 隊員の活動計画の作成に関すること
- (3) 隊員の活動に関する総合調整に関すること
- (4) 隊員の活動に関する広報及び情報発信に関すること
- (5) 隊員の活動状況の確認及び町への報告に関すること
- (6) 隊員の任期終了後の定住に関すること
- (7) その他隊員の円滑な活動に必要なこと

3 受入団体の要件

応募できる受入団体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に活動拠点となる事務所等を有する個人事業者、法人又は任意の団体
- (2) 6の隊員の活動に対し、理解を有し、地域振興又は地域活性化等を目的とした活動を行うもの
- (3) 隊員の支援ができる組織体制が整っていること
- (4) 町税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれの規定にも該当しないこと

4 隊員の数

4名以内

5 隊員の雇用及び身分

本件の協力隊業務を受託する場合は、受入団体が隊員を雇用し、町が隊員と

して委嘱する。

6 受入団体での隊員の活動

受入団体での隊員の行う活動は、次に掲げるもののほか、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に定める隊員が行う地域協力活動の例によるものとする。

- (1) 新規移住者の誘致促進
- (2) 産業（農業・観光商工業）の活性化支援
- (3) 地域コミュニティの活性化支援
- (4) 地域資源（特産品、歴史、文化）の発掘
- (5) 町の重要施策の推進支援
- (6) 前各号に掲げる事項の継続的情報発信
- (7) その他町長が必要と認めた活動

7 委託期間

委託期間は、町と受入団体が契約を締結した日から令和8年3月31日までとする。

ただし、当該隊員の任期に応じて再委託することができるものとする。

8 委託の対象となる経費

委託料の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、契約締結前に係る経費は、対象としない。

- (1) 隊員の人件費等に係る経費
- (2) 隊員の活動に係る経費
- (3) 隊員の活動の広報に係る経費
- (4) 隊員の活動の調整及び支援に係る経費
- (5) 隊員の育成に係る経費
- (6) 隊員の住居確保に係る経費
- (7) その他隊員としての活動に必要と認められる経費

9 委託の対象となる経費の上限額

委託の対象となる経費の上限額は、委託期間内において隊員一人当たり、年額で人件費320万円及び活動費200万円（いずれも消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、年度途中で雇用した場合又は解雇した場合の上限額は、月割りによる金額とする。

1 0 会計処理等

- (1) 独立した口座を開設すること。
- (2) 専用の帳簿を設け、費用区分に従い整理すること。
- (3) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存すること。

1 1 応募方法

(1) 提出書類

- ① 大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型隊員）業務受託申請書（別記第 1 号様式）
- ② 大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型隊員）業務実施（変更）計画書（別記第 2 号様式）
- ③ 町税の滞納がないことを証明する書類
- ④ その他参考資料（任意）

(2) 提出方法等

- ① 3 部
- ② 持参又は郵送
- ③ 提出期限 年月日未定、午後 4 時

1 2 受入団体の選定

- (1) 書類審査のうえ、面談により選定します。
- (2) 選定の結果は、決定後速やかに応募者に対して書面で通知します。

1 3 提出先・問い合わせ

大多喜町役場企画課移住促進係

〒298-0292

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地

電話：0470-82-2165

Mail：koryu@town.otaki.lg.jp